

吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る環境影響評価  
事後監視年次状況報告書（平成 23 年度版）の概要

1 内 容

平成 23 年度（2011 年度）に行われた吹田貨物ターミナル駅（仮称）の建設工事について、事後監視計画書（平成 18 年 3 月）に基づいて事業者が実施した、大気、騒音、振動に係る現地調査の結果と、評価書記載の予測・評価結果との検証を行うとともに、事業者が示した環境保全措置の実施状況を確認するもの。

本報告書は、本市環境影響評価条例の規定では事業終了後に提出することとなっているが、工事の規模が大きく、工事期間が長期にわたるため、市長意見により毎年提出させるよう事業者に求めているもの。

2 受理日

平成 24 年（2012 年）6 月 29 日（金）

3 事業者

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社

4 報告の概要と所見

(1) 大気

報告書では、工事中の大気環境濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の測定結果は、評価書での予測値を全て下回っている。また、周辺地域における大気環境濃度（バックグラウンド）についても低減傾向が確認されている。

本市は、引き続き排出ガスの少ない建設機械の採用など、環境影響評価で事業者が実施することとなった大気汚染防止措置の確実な履行を求めていく。

(2) 騒音

(ア) 建設機械の稼働

報告書では、敷地境界においては、全ての地点で評価の基準値を満足したとしている。一方で、住宅地においては、昼夜とも一時的ではあるが比較的大きな工事音（昼 70 デシベル以上、夜 60 デシベル以上）が確認されている。

そこで事業者は、これまで実施している近接する住宅への事前説明や使用機械及び防音対策について更なる工夫をするなど、環境対策に努めるとしている。

本市は引き続き、夜間工事における作業騒音の防止や、国土交通省指定の低騒音型建設機械の使用割合を高めるなど、環境影響評価で事業者が実施することとなった騒音防止のための措置を、事業者からの月例工事説明などの機会などを通じて、確実に履行するよう求めていく。

(イ) 工事関連自動車の走行

報告書では、工事前から基準値を上回っている地点（3 ヵ所）とその他の地点（No.26）を除く全ての地点で、評価の基準値を満足していたとしている。

なお、その他の地点の秋季に基準値を上回っていたが、原因として、調査時に調査地点付近で道路工事が行われており、車線規制による走行車両の加減速音の影響が付

加された一時的なものと考えられる。

また、工事関連車両の走行台数は、評価書での予測の条件を下回っており、今後も工事工程調整（工事の平準化）を行い、走行台数が予測条件を下回るように努めるとしている。

本市は引き続き、工事関連車両のフロントガラスに、本事業に関連する車両であることを個別に特定できるような識別表示をさせ、走行ルート、走行時間、台数制限等について、環境影響評価で事業者が実施することとなった自動車走行による騒音防止措置を確実に履行するよう求めていく。

### （3）振動

#### （ア）建設機械の稼働

報告書では、敷地境界においては、評価の基準値を満足していたとしている。一方で、住宅地においては、昼間に一時的ではあるが、工事に伴う振動（55 デシベル以上）が確認されている。

そこで事業者は、事前に住民説明会を開催して工事内容の周知や、工事施工時の巡回確認の実施に努めるとしている。

本市は引き続き、集中的な建設機械の稼働をしない工事計画など、環境影響評価で事業者が実施することとなった振動防止措置を確実に履行するよう求めていく。

#### （イ）工事関連自動車の走行

報告書では、全ての地点で評価の基準値を満足していたとしている。

本市は引き続き、振動対策が必要な地域については、工事用通路に鉄板を敷くなど、環境影響評価で事業者が実施することとなった振動防止措置を確実に履行するよう求めていく。

### （4）環境保全措置の実施状況

報告書では、工事の実施にあたって、大気・騒音・振動等に関して、排ガス・騒音対策型建設機械の使用、工事関係車両の台数や通行時間帯への配慮など62項目、その他文化財・廃棄物等に関して12項目の、施設の存在・供用時にあたって、大気・騒音・振動等に関して、貨物専用道路に遮音壁を設置するなど56項目、その他景観・廃棄物等に関して13項目の環境保全措置を講じているとしている。

本市は、講じている環境保全措置の内容が十分なものかどうか、本報告書の調査結果をもとに検証し、事業者による月例工事説明会や定期的な立入検査により、その履行状況を確認する。

(参考) 各地域の代表的な地点における測定結果

大気 (二酸化窒素 年平均値)

(単位 : ppm)

地点番号	測定地点名	測定結果	評価の基準値
5	岸一幼稚園前 (岸部地区)	0.019	0.04
8	メロード吹田 (片山地区)	0.020	
22	内本町1 (内本町・西の庄地区)	0.026	
10	吹田市役所前 (泉町地区)	0.021	
24	南清和園第二遊園前 (南清和園町・南吹田地区)	0.019	

測定方法 PTIO 法

上記を含め、23カ所で二酸化窒素を測定しており、年間平均値は、0.015~0.027の範囲であり、いずれも評価の基準値 (0.04ppm) を下回っていた。

騒音 (建設機械による騒音 昼間 年平均値)

(単位 : デシベル)

地点番号	測定地点名	測定結果	評価の基準値
5	岸一幼稚園前 (岸部地区)	55	85
8	メロード吹田 (片山地区)	62	
22	内本町1 (内本町・西の庄地区)	59	
10	吹田市役所前 (泉町地区)	60	
24	南清和園第二遊園前 (南清和園町・南吹田地区)	57	

測定方法 騒音レベルの90%レンジ上端値 (L<sub>A5</sub>)

上記を含め、建設機械騒音 (昼間) の測定は19地点で実施しており、年平均値は、最大67デシベルであり、いずれも評価の基準値 (85デシベル) を下回っていた。

振動 (建設機械による振動 昼間 年平均値)

(単位 : デシベル)

地点番号	測定地点名	測定結果	評価の基準値
5	岸一幼稚園前 (岸部地区)	34	75
8	メロード吹田 (片山地区)	35	
22	内本町1 (内本町・西の庄地区)	34	
10	吹田市役所前 (泉町地区)	確認できず	
24	南清和園第二遊園前 (南清和園町・南吹田地区)	33	

測定方法 振動レベルの80%レンジ上端値 (L<sub>10</sub>)

(「確認できず」とは、建設機械の稼働による振動が確認できなかったことを示す。)

上記を含め、建設機械振動 (昼間) の測定は19地点で実施しており、年平均値は、最大49デシベルであり、いずれも評価の基準値 (75デシベル) を下回っていた。

なお詳細な測定結果については、大気については報告書 p101 以降、騒音については p118 以降、振動については p170 以降をご参照ください。

吹田東部拠点土地地区画整理事業に係る環境影響評価  
事後監視年次状況報告書（平成 23 年度版）の概要

## 1 内 容

平成 23 年度（2011 年度）に行われた吹田東部拠点土地地区画整理事業について、事後監視計画書（平成 21 年 2 月）に基づいて事業者が実施した、大気、騒音、振動に係る現地調査の結果と、評価書記載の予測・評価結果との検証を行うとともに、事業者が示した環境保全措置の実施状況を確認するもの。

本報告書は、本市環境影響評価条例の規定では事業終了後に提出することとなっているが、工事の規模が大きく、工事期間が長期にわたるため、市長意見により毎年提出させるよう事業者に求めているもの。

## 2 受理日

平成 24 年（2012 年）7 月 10 日（火）

## 3 事業者

独立行政法人 都市再生機構 西日本支社

## 4 報告の概要と所見

## (1) 大気

報告書では、工事中の大気環境濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の測定結果は、浮遊粒子状物質の 1 時間最大値（春季調査）を除き、評価書での予測値を全て下回っていた。なお、評価書での予測値を上回った浮遊粒子状物質の 1 時間最大値（春季調査）の測定結果（0.143 mg/m<sup>3</sup>）は評価の基準値である環境基準値（0.20 mg/m<sup>3</sup>）を下回っていた。

本市は引き続き、排出ガスの少ない建設機械の採用など、環境影響評価で事業者が実施することとなった大気汚染防止措置の確実な履行を求めていく。

## (2) 騒音

報告書では、建設機械の稼働・工事関連自動車の走行による騒音とも、全ての地点で評価の基準値を満足したとしている。

本市は引き続き、低騒音型建設機械の使用割合を高めるなど、環境影響評価で事業者が実施することとなった騒音防止のための措置を確実に履行するよう求めていく。

## (3) 振動

報告書では、建設機械の稼働・工事関連自動車の走行による振動とも、評価の基準値及び振動感覚閾値を下回っていたとしている。

本市は引き続き、建設機械が一時的に集中して稼働しないよう工事の平準化を図るなど、環境影響評価で事業者が実施することとなった振動防止のための措置を確実に履行するよう求めていく。

(4) 環境保全措置の実施状況

報告書では、工事の実施にあたって、排ガス・騒音対策型建設機械の使用、工事関係車両の台数や通行時間帯への配慮など 61 項目、歩道や道路の緑化など 3 項目の環境保全措置についての実施状況又は実施予定を示している。

本市は、講じている環境保全措置の内容が十分なものかどうか、本報告書の調査結果をもとに検証し、定期的な立入検査により、その履行状況を確認する。

(参考) 代表的な地点における主な測定結果

大気 (二酸化窒素濃度)

(単位: ppm)

地点番号	測定地点	測定結果	評価の基準値
No.A	芝田町	0.010~0.018	0.04
No.6	岸部中1丁目29番	0.012~0.020	
No.7	岸部中5丁目12番	0.009~0.019	
No.11	岸部中4丁目6番	0.017~0.025	
No.12	岸部中3丁目15番	0.012~0.022	

測定方法 PTIO 法

上記のとおり、二酸化窒素濃度は、いずれも評価の基準値 (0.04ppm) を下回っていた。

騒音 (建設機械による騒音 昼間 日平均値)

(単位: デシベル)

地点番号	測定地点	測定結果	評価の基準値
No.6	岸部中1丁目29番	67~68	85
No.7	岸部中5丁目12番	61~65	
No.b	岸部中5丁目11番	61~64	
No.c	岸部中4丁目8番	68~70	
No.f	岸部中3丁目14番	60~72	

測定方法 騒音レベルの90%レンジ上端値 (L<sub>A5</sub>)

上記を含め、建設機械騒音 (昼間) の測定は 8 地点で実施しており、日平均値は最大 72 デシベルであり、いずれも評価の基準値 (85 デシベル) を下回っていた。

振動 (建設機械による振動 昼間 日平均値)

(単位: デシベル)

地点番号	測定地点	測定結果	評価の基準値
No.6	岸部中1丁目29番	32~36	75
No.7	岸部中5丁目12番	29~37	
No.b	岸部中5丁目11番	30~34	
No.c	岸部中4丁目8番	35~36	
No.f	岸部中3丁目14番	36~39	

測定方法 振動レベルの80%レンジ上端値 (L<sub>10</sub>)

上記を含め、建設機械振動 (昼間) の測定は 8 地点で実施しており、日平均値は最大 39 デシベルであり、いずれも評価の基準値 (75 デシベル) を下回っていた。

なお詳細な測定結果については、大気については報告書 p32 以降、騒音については p41 以降、振動については p49 以降をご参照ください。

(仮称) 吹田千里丘計画に係る環境影響評価  
事後監視年次状況報告書 (平成 23 年度版) の概要

1 内 容

平成 23 年度 (2011 年度) に行われた (仮称) 吹田千里丘計画の建設工事について、事後監視計画書 (平成 22 年 7 月) に基づいて事業者が実施した事後監視の結果及び環境保全措置の実施状況を確認するもの。

本報告書は、本市環境影響評価条例の規定では事業終了後に提出することとなっているが、工事期間が数年にわたるため、市長意見により毎年、年次報告書を提出するよう事業者に求めているもの。

2 受理日

平成 24 年 (2012 年) 6 月 29 日 (金)

3 事業者

株式会社 大京、東京建物 株式会社、関電不動産 株式会社、株式会社 新日鉄都市開発、株式会社 長谷工コーポレーション

4 報告の概要と所見

(1) 大気

報告書では、工事中の二酸化窒素 (日平均値及び 1 時間値) を測定した結果は、評価書での予測値を全て下回っている。

本市は引き続き、排出ガスの少ない建設機械の採用など、環境影響評価で事業者が実施することとなった大気汚染防止措置を確実に履行するよう求めていく。

(2) 騒音

報告書では、建設機械の稼働・工事関連自動車の走行による騒音については、2 地点とも評価の基準値を満足したとしている。

本市は引き続き、低騒音型建設機械の使用割合を高めるなど、環境影響評価で事業者が実施することとなった騒音防止のための措置を確実に履行するよう求めていく。

(3) 環境保全措置の実施状況

報告書では、工事の実施にあたって、排ガス・騒音対策型建設機械の使用、工事関係車両の台数や通行時間帯への配慮など 38 項目、計画建物についての地球温暖化、景観、日照阻害等への対応など 29 項目、保全緑地等での樹林地の保全、植生回復など 16 項目の環境保全措置についての実施状況又は実施予定を示している。

本市は、実施している環境保全措置の内容が十分なものかどうか、本報告書の調査結果をもとに検証し、事業者による月例工事説明会や定期的な立入検査により、その履行状況を確認する。